

プラスチック資源循環法および
容器包装リサイクル法に基づく
第11期江戸川区分別収集計画
(令和8年4月～令和13年3月)

令和7年8月

江戸川区

目 次

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方針	1
3. 計画期間	1
4. 対象品目	1
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量見込み(第8条第2項第1号)	1
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項(第8条第2項第2号)	2
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る 分別の区分(第8条第2項第号)	3
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定基準適合物ごとの量及び第2条第6項に 規定する主務省令で定めるものの量の見込み(第8条第2項第号)	4
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサ イクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの見込 みの算定方法	5
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(第8条第2項第5号)	5
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(第8条第2項第6号)	5
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項(第8条第2項第7号)	6

1 計画策定の意義

江戸川区は大量生産・大量消費の社会構造による環境への負荷や最終処分場のひっ迫などの社会問題への対応が求められるなかで、ごみ減量・リサイクル施策を促進し、「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けて積極的に取り組んでいます。

また、昨今では海洋プラスチックの問題やプラスチック焼却に伴い発生する温室効果ガスの問題などプラスチック資源の循環促進の重要性が高まり、頻発する大規模災害に対応する万全な災害廃棄物処理体制の構築が求められるなど、廃棄物のさらなる排出抑制、適正処分やリサイクルの推進が必要になっています。

本計画は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」第8条に基づいて、一般廃棄物の大きな比率を占める容器包装廃棄物の削減や資源の有効利用を図るために、区民・事業者・区のそれぞれの役割や取り組むべき方針を示したものです。

また併せて、プラスチック資源循環法に基づいた製品プラスチックの分別収集及びリサイクルの方針を示します。

2 基本の方針

江戸川区一般廃棄物処理基本計画「第2次ごみダイエツトプラン」を踏まえ、共育・協働を基本に区民・事業者・区が主体となり、ごみ減量やリサイクル推進に取り組むことを、本計画の基本の方針とします。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月を始期とする5カ年とし、3年ごとに改定します。

4 対象品目

本計画が対象とする品目は、次のとおりです。

- ◆ スチール製容器
- ◆ アルミ製容器
- ◆ ガラス製容器（無色、茶色、その他）
- ◆ 飲料用紙製容器（紙パック）
- ◆ 段ボール製容器
- ◆ ペットボトル
- ◆ プラスチック製容器包装
- ◆ 製品プラスチック

5 各年度における容器包装廃棄物および製品プラスチックの排出量の見込み（第8条第2項第1号）

年 度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装 廃棄物	40,319 t	40,097t	39,877t	39,658t	39,440t
製品 プラスチック	1,909t	1,896t	1,883t	1,870t	1,857t

※上記排出見込み量には、集団回収及びごみに含まれる容器包装廃棄物および製品プラスチックを含みます

6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項

(第8条第2項第2号)

(1) 環境学習・意識啓発の促進

- ① 学校や地域社会の場において、副読本等を活用した環境学習や地域住民の要請に対応した環境講座を開催します。
- ② リサイクル施設見学会等の普及啓発の機会を増やし、「見る」「聴く」「取り組む」の流れを作り、一人ひとりの3Rの取り組みを促進します。

(2) 啓発活動の展開

- ① 区広報紙、環境情報紙、区ホームページ等を通じて「過剰包装は断る」「マイバッグの利用」等、容器包装廃棄物の排出抑制について呼び掛けを行います。
- ② レジ袋の削減、バラ売り、量り売り等の店舗の状況を調査し、区ホームページ等により広く店舗の情報を発信し、区民の3Rの行動を促進します。

(3) 事業者、NPO法人との協働・連携

- ① NPO法人えどがわエコセンターとの連携を図り、環境学習や講習会等の支援、相互調整により、区民の学びの機会を創出します。
- ② 区内小売販売事業者などの関係団体と連携し、消費者が再利用可能な容器を持ち込む仕組みづくりなど、廃棄される容器の発生抑制に取り組みます。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(第8条第2項第3号)

分別収集する容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
1	主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
2	主としてガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	びん
3	主として段ボール製の容器包装	段ボール
4	主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするための（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	紙パック
5	主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
6	主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	容器包装プラスチック
7	プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの	製品プラスチック※

※ 製品プラスチックの収集対象は以下に挙げる品目に限ります。

ただし、計画期間中において、収集の状況に合わせ対象品目を拡大する場合があります。

- ・ざる ・ボウル ・バケツ ・ちりとり ・ごみ箱 ・風呂いす ・手おけ
・洗面器 ・書籍スタンド ・かご類 ・おぼん ・保存容器 ・ハンガー
・書類ケース ・まな板 ・小物入れ ・プラスチックボックス

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(第8条第2項第4号)

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	643t		640t		637t		634t		631t	
主としてアルミ製の容器	750t		747t		743t		740t		736t	
無色のガラス製容器	(合計)1,738t		(合計)1,730t		(合計)1,722t		(合計)1,714t		(合計)1,706t	
	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 1,738t	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 1,722t	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 1,722t	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 1,714t	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 1,706t
茶色のガラス製容器	(合計)805t		(合計)802t		(合計)798t		(合計)794t		(合計)790t	
	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 805t	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 802t	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 798t	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 794t	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 790t
その他のガラス製容器	(合計)1,842t		(合計)1,834t		(合計)1,825t		(合計)1,816t		(合計)1,808t	
	(引渡 量) 1,842t	(独自 処理 量) 0t	(引渡 量) 1,834t	(独自 処理 量) 0t	(引渡 量) 1,825t	(独自 処理 量) 0t	(引渡 量) 1,816t	(独自 処理 量) 0t	(引渡 量) 1,808t	(独自 処理 量) 0t
主として紙製の容器であって飲料充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	57t		57t		57t		57t		56t	
主として段ボール製の容器	5,792t		5,765t		5,738t		5,711t		5,684t	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計)3,027t		(合計)3,013t		(合計)2,999t		(合計)2,985t		(合計)2,971t	
	(引渡 量) 3,027t	(独自 処理 量) 0t	(引渡 量) 3,013t	(独自 処理 量) 0t	(引渡 量) 2,999t	(独自 処理 量) 0t	(引渡 量) 2,985t	(独自 処理 量) 0t	(引渡 量) 2,971t	(独自 処理 量) 0t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)2,713t		(合計)2,702t		(合計)2,691t		(合計)2,680t		(合計)2,670t	
	(引渡 量) 2,713t	(独自 処理 量) 0t	(引渡 量) 2,702t	(独自 処理 量) 0t	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 2,691t	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 2,680t	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 2,670t
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの	(合計)56.4t		(合計)73.3t		(合計)79.5t		(合計)79.3t		(合計)79.1t	
	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 56.4t	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 73.3t	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 79.5t	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 79.3t	(引渡 量) 0t	(独自 処理 量) 79.1t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法

品 目 名	算 出 方 法
スチール缶、アルミ缶、 ガラス製容器（無色・茶色・その他）、 紙パック、段ボール、ペットボトル、 プラスチック製容器包装	「直近年度の分別基準適合物等の収集実績 ×人口変動率」で算出しました。 なお、人口変動率は「施策策定のための人口等基礎分析（江戸川区・令和2年3月策定）」の下位推計に基づき、計画期間中次のとおり設定しました。 人口変動率 ＝対前年 99.529%（対前年度比一定）
製品プラスチック	「江戸川区家庭ごみ組成分析調査」に基づき、区内における製品プラスチックの総排出量及び対象品目の割合を推計し、「古着・古布リサイクル回収」における排出協力率を準用して乗じて算出しました。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行います。

[分別収集の実施主体]

品 目 名	収集・運搬 段階	選別・保管等 段階
スチール缶、アルミ缶、 ガラス製容器（無色・茶色・その他）、 紙パック、段ボール、ペットボトル、 プラスチック製容器包装	区が委託した回収業者による 定期回収	民間業者
製品プラスチック	区の直営職員による回収※	民間業者

※ 回収開始直後は、制度整備等のため直営職員による回収を行います。計画期間中においても、制度整備後、回収・運搬作業を民間業者に委託する場合があります。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（第8条第2項第6号）

民間の施設において選別・圧縮・保管を行います。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- (1) 分別排出の向上を図るため、区民の生活実態に即した分別収集の体制を保持するとともに、効率的な分別収集を推進するべく制度・計画の検討を進めます。
- (2) 区民の分別収集の拡大を図るために、分別の基準となる見やすい識別マークやリサイクルしやすい構造の容器包装の製造など、国や業界団体への働きかけを行っています。
- (3) プラスチック製容器包装の分別収集にあたっては、区民に対して容器包装廃棄物の資源化の必要性に理解を求め、汚れの除去等の協力を得ながら、資源化を推進していきます。
- (4) 製品プラスチックの分別収集においては、制度の周知に努めるとともに、分別・排出に向けた必要性に理解を求め、効率的な資源化を推進していきます。